

低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる条例改正

1 概要

令和8年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得が引き上げられる見込みであることから、鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正するもの（改正地方税法施行令の公布後に改正予定）

2 低所得者の保険税軽減措置の拡充（軽減判定所得の引上げ）

(1) 2割軽減	現行	43万円＋（56万円×被保険者数）＋（給与所得者等（注）の数－1）×10万円
	改正後	43万円＋（ 57万円 ×被保険者数）＋（給与所得者等（注）の数－1）×10万円
(2) 5割軽減	現行	43万円＋（30万5千円×被保険者数）＋（給与所得者等（注）の数－1）×10万円
	改正後	43万円＋（ 31万円 ×被保険者数）＋（給与所得者等（注）の数－1）×10万円

（注）一定の給与所得者や公的年金等の支給を受ける者で、給与所得者は、給与収入が55万円超、公的年金等の支給を受ける者は、65歳未満では60万円超、65歳以上では125万円超の支給を受ける者

（直近5年間の軽減判定基準額等の改定状況）

		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度(案)
軽減判定基準額		430千円	430千円	430千円	430千円	430千円
軽減基準 加算額	2割(世帯主含む)	520千円	535千円	545千円	560千円	570千円
	5割(世帯主含む)	285千円	290千円	295千円	305千円	310千円

（被保険者数別軽減判定所得額）※給与所得者等が1人の場合

		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
(1) 2割軽減	現行	990,000円	1,550,000円	2,110,000円	2,670,000円	3,230,000円
	改正後	1,000,000円	1,570,000円	2,140,000円	2,710,000円	3,280,000円
(2) 5割軽減	現行	735,000円	1,040,000円	1,345,000円	1,650,000円	1,955,000円
	改正後	740,000円	1,050,000円	1,360,000円	1,670,000円	1,980,000円

※前年中の世帯の合計所得金額（軽減判定所得）が表に掲げる金額以下の場合、国民健康保険税のうち、被保険者均等割額と世帯別平等割額が2割又は5割軽減される

3 国保税への影響額等（令和8年1月8日時点での算出、加入世帯73,628世帯）

	世帯数（割合）	影響額
2割軽減（軽減なし→2割）	245世帯（0.33%）	▲2,352千円
5割軽減（2割→5割）	119世帯（0.16%）	▲6,165千円
7割軽減	影響なし	影響なし
合計	364世帯（0.49%）	▲8,517千円

※子ども・子育て支援納付金課税額を除いた影響額